

結城市観光物産センター手荷物一時預かり約款（令和7年12月17日決定）

本約款は、結城市観光物産センター（以下「当センター」といいます。）の「手荷物一時預かり」に関するルールを定めるものです。

お客様が本約款に同意されない場合、一時預かりをご利用いただくことが出来ませんので、ご了承ください。

1. 預入できないもの

- ・貴重品（現金・パスポート・キャッシュカード・プリペイドカード・クレジットカード・有価証券・宝石・貴金属・書画・骨董品・美術品・カメラ・個人情報や機密情報が記載された文書・その他お客様ご自身が貴重だと判断される物等を指しますが、これらに限りません）。
- ・揮発性もしくは毒性のあるものまたは爆発物等の危険物
- ・臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの
- ・縦・横・長さの合計が250cmを超えるもの（長さが単独で200cmを超えるもの）。
- ・1個の重さが30kgを超えるもの。
- ・その他、当センターの係員が預かりに適さないと判断したもの。

2. 利用料金

- ・500円/人とします。

3 預入の個数

- ・お一人様1個を上限とします。

4 預入品の点検

- ・預入に際して当センター及び当センターの所管団体である結城市物産協会（以下「当協会」といいます。）が必要と認めた場合は、お客様の同意のもと預入品（中身を含みます）を確認させて頂きます。
- ・なお、お客様が当センター及び当協会の確認を拒否される場合は、一時預かりをお断りすることがございますので、予めご了承ください。
- ・また、保管中に、預入品に「1 預入できないもの」に規定する物品が入っている疑いがあると当センター及び当協会が判断した場合、その他当センター及び当協会が合理的と判断する理由がある場合は、当センター及び当協会はお客様の同意を得ず、預入品を開封・点検することができますので、この点もご了承願います。

5 利用時間

- ・当センターの営業開始時間から営業終了時間までとさせて頂きます。
- ・利用時間外の預入およびお引き取りはできません。
- ・利用時間を過ぎてもお引き取りがなかった場合は、翌日以降のお引き取りをお願いいたします。

6 預入品のお引き取りがない場合の処理

- ・預入日を含め7日経過後は、お客様が預入品の所有権を放棄したとみなし、当センター及び当協会にて処分します。

7 当センター及び当協会の責任

- ・当センターの保管中に当センターの過失により生じた預入品の滅失・毀損等については1個1万円を上限として補償致します。
- ・なお、預入の際に自然につく汚れや傷等の預入品の本来機能を損なわない程度の損傷については、補償の対象から除外致します。

8 免責

- ・次の各号の場合は、預入品に滅失または毀損等の損害が生じても当協会はその責任を負いません。

- ・お客様が「1. 預入できないもの」に掲げるものを預入れた場合
- ・天災事変等の不可抗力による場合
- ・司法権等の発動により、関係官公署から預入品を押収または証拠品として提出を求められた場合
- ・第三者の行為による場合
- ・その他、当センター及び当協会の責めに帰さない場合

9 利用者の賠償責任

- ・お客様の故意または過失により、もしくはお客様が本約款を遵守しないことにより、当協会または第三者が損害を受けた場合はその損害を賠償していただきます。

10 個人情報の取扱いについて

- ・一時預かりに際してお客様から取得した個人情報は、一時預かり業務以外には使用致しません。

11 本約款の変更

- ・本約款は当協会の判断で不定期に内容変更できるものとします。

- ・本約款は令和8年1月1日から適用します。